

# 魚住まちづくり協議会規約

## (名称及び事務所)

第 1 条 この会は、「魚住まちづくり協議会」(以下、「本会」という。)と称し、事務所を魚住小学校区コミュニティ・センター(以下、「魚住小コニセン」という。)内に置く。

## (目的)

第 2 条 本会は、魚住小学校区内(以下「校区」という。)において、住民、各種団体、行政がお互いを尊重し合い、連携協働しながら、「みんな de つくろう!! みんなによりそうやさしいまち 魚住」の形成に寄与することを目的とする。

## (構成)

第 3 条 本会は、次に掲げる者によって構成する。

- 1 校区に居住する住民
- 2 校区で活動する自治会、各種団体
- 3 校区に所在する事業所
- 4 その他、役員が必要と認める者

## (活動)

第 4 条 本会は、第 2 条の目的を達成するため、校区内の次の事業を行う。

- 1 住民相互の親睦・交流に関すること
- 2 住民の健康・福祉に関すること
- 3 住民の安全・安心に関すること
- 4 子どもの健全な育成に関すること
- 5 自然環境の保持と改善向上に関すること
- 6 歴史・文化の継承に関すること
- 7 情報伝達に関すること
- 8 その他本会の目的達成に関すること

## (くすのんビスケット(微助つ人))

第 5 条 本会にくすのんビスケット(微助つ人)を置く。

- 1 くすのんビスケット(微助つ人)とは、第 3 条に定める地域全住民・各種団体及び事業所等の関係者・校区にゆかりのある者で、「できる人が できるときにできることを できる分だけ」を合言葉に第 4 条で規定する活動を遂行する者の名称とする。
- 2 くすのんビスケット(微助つ人)は、本会の目的に賛同する者であれば、誰でもなることができる。

(役員)

第 6 条 本会は、次の役員を置く。

会長	1名	
副会長	若干名	
幹事長	1名	自治会連絡会の代表者
副幹事長	1名	自治会連絡会の副代表者
会計	1名	
事務局長	1名	
事務局次長	1名	
<u>会計監査</u>	2名	

- 1 役員は、兼務することができない。
- 2 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が役員会の承認を得て委嘱する。また必要に応じて役員会に諮り、相談役を置くことができる。

(役員の選出及び職務)

第 7 条 役員の選出および職務は次のとおりとする。

- 1 役員の選任は、事業会または自治会連絡会などで推薦または互選し、役員会で諮り総会において承認を得ることとする。
- 2 会長は、本会を代表し、会の招集その他、会務の総括をする。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代行する。
- 4 幹事長は、本会の運営を補佐する。
- 5 副幹事長は、幹事長と共に本会の運営を補佐する。
- 6 会計は、会計事務を適切に行う。
- 7 事務局長は、本会の調整役として、事務事業を調整及び執行する。
- 8 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、これを代行する。
- 9 会計監査は、会計監査を行い、結果を総会で報告するものとする。

(役員の任期および定年)

第 8 条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 1 前項の規定にかかわらず、役員人事の円滑化と次代を担う人材を発掘・育成することを目的として、役員に定年制を設ける。ただし、幹事長、副幹事長は適用しない。
- 2 前項に定める定年は 75 歳とする。
- 3 事業年度の途中で定年に達した場合には、その日以降最初に到来する定期総会終了の日をもって退任するものとする。

(会議)

第 9 条 本会の会議は、総会、役員会、自治会連絡会、事業会で構成する。

- 1 本会の会議は、公開を原則とし、事業計画、事業報告、予算及び決算等についても広く地域住民に周知するものとする。
- 2 総会については、開催日を広報紙や回覧等により、事前に地域住民に周知するものとする。

(総会)

第 10 条 総会は、各種団体、自治会、事業会によって構成し、会長が招集する。

- 1 総会は、構成員の過半数（委任状を含む。）の出席をもって成立する。
- 2 議決は、出席者の3分の2以上をもって決定する。
- 3 議長は、出席者の中から会長が指名する。
- 4 総会は、本会の最高議決機関であって、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は構成員の3分の1以上の請求があった場合には、臨時総会を開催しなければならない。
- 5 総会は、次の事項を審議、承認又は議決を行う。
  - (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること
  - (2) 規約の改廃に関すること
  - (3) 事業計画・予算、事業報告・決算に関すること
  - (4) 役員の選出に関すること
  - (5) その他、本会の運営に関する重要事項

(役員会)

第 11 条 役員会は、総会に次ぐ議決機関であって、会長、副会長、幹事長、副幹事長、会計、事務局長、事務局次長によって構成し、会長が招集する。

ただし、構成員の過半数の請求があった場合、会長は速やかに会議を招集しなければならない。また会が必要と認めた場合、事業会の代表も参加出来る。

- 1 役員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 2 役員会の議長は、役員が輪番で行う。
- 3 役員会の議決は、出席者の3分の2以上をもって決定する。
- 4 役員会は、次の事項を議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 事業会の情報交換及び自治会連絡会との調整、連携に関する事項
  - (3) 顧問の設置に関する事項
  - (4) その他、本会の運営に関する事項

#### (自治会連絡会)

第 12 条 自治会連絡会は、校区自治会で構成した、自治会の連絡調整、協議を行う機関であり、各自治会の会長を幹事とする。

- 1 自治会連絡会は、幹事（各自治会長）、まち協会長、まち協副会長、事務局員によって構成する。
- 2 自治会連絡会には、幹事長及び副幹事長を置く。
- 3 自治会連絡会は幹事長が招集する。ただし、構成員の過半数の請求があった場合、幹事長は速やかに会議を招集しなければならない。
- 4 幹事長と副幹事長は、幹事の中から選出する。
- 5 幹事長は、自治会連絡会を代表し、連絡会全般を総括する。副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、これを代行する。
- 6 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 7 やむを得ない理由のため会議に出席できない幹事は、原則として代理を立てるものとする。
- 8 会議の議長は、幹事長が行う。
- 9 会議の議決は、出席者の過半数をもって決定する。

#### (事業会)

第 13 条 第4条に定める活動を行うグループの総称を事業会とする。

- 1 事業会は、くすのんビスケットで構成する。
- 2 事業会は、必要に応じて役員会に報告・承認を求めることができる。

#### (校区自主防災対策事業)

第 14 条 第4条に定める「住民の安全・安心に関すること」特に自主防災に関する活動を行うため、防災対策事業を行う。

- 1 構成員は、自治会や地域住民と関係各種団体から自薦、他薦とする。
- 2 本事業の主たる目的は避難所に来ない避難生活とする。
- 3 地域住民全ての命を守るため、地域住民と自治会や関係各種団体が連携しながら自主的な防災・減災に関する啓発を行う。
- 4 さまざまな訓練を重ね、市とも連携しながらより良い避難所のあり方を検討し、実践する。

#### (新たな事業の設置)

第 15 条 新たな事業を設置するときや、補助金などが必要な場合、役員会の承認を経なければならない。

#### (広報)

第 16 条 本会の活動の内容及び情報を地域住民に広く周知するため、広報活動を行う。

- 1 事務局は、事務局が推薦する者と連携して広報活動を行う。

(会 計)

第 17 条 本会の運営費は、補助金等を充てる。ただし、必要と認めるときは、分担金、その他収入金をもってこれに充てることができる。

(会計年度)

第 18 条 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(事務局)

第 19 条 本会の運営や活動に必要な事務及び経理等を円滑に行うため、本会に事務局を置くことができる。

- 1 事務局に、2名以上の職員を置くことができる。
- 2 事務局長は役員会で推薦し、総会の承認を得る。事務局職員は役員会の承認を得て会長が任命する。

(規約の変更)

第 20 条 本会の規約は、総会において出席者の3分の2以上の決議を得なければ変更できない。

(補 則)

第 21 条 その他、運営に関する必要な事項は、役員会において別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

この会の規約は 2015年（平成27年）5月16日制定  
2016年（平成28年）5月29日より施行する。  
2017年（平成29年）9月10日より施行する。  
2019年（令和元年）5月26日より施行する。  
2020年（令和2年）5月31日より施行する。  
2022年（令和4年）5月29日より施行する。  
2025年（令和7年）6月 1日より施行する。